

FT トクちゃん新聞

Vol.126

3月号

今年もしっかり
花粉症です。

徳野会計事務所

〒530-0054
大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階
tel: 06-6809-2205
fax: 06-6809-2206



URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

担当: 徳野



◆ 無料相談会はお得？

先日、梅田スカイビルの22階での申告相談会に行ってきました。この日だけで **1300人を超える人**が相談に。が対応したのは20組くらいですが、終日立ったままですし、次々と初対面の方のお話を伺うので目が回りそうになります。

相談者も大変です。申告書提出まで3時間弱かかるとのこと。税理士の相談は一組あたり5分～30分くらいですが、そこまですでに1時間以上並んだ後です。ようやく税理士のところへ来たのに書類が不足していて、出直しになる方も…。また、今まで余計な税金を払っていたことが相談の中で発覚する場合があります。



寒いところでずっと並ばされた上、無駄な税金を払ってしまう可能性があるなら、無料相談会より、有料であっても我々税理士に依頼するのは値打があるな、と再確認した次第です。

新聞と前後して、弊社から確定申告のご請求がありますが、以上のようにご自身でされるより、キチンと値打があることになっておりますので、何卒よろしくお願いいたします！

◆ 退職時の手続き

担当: 廣島



新年度に向けて3月末で退職という方もおられるかもしれません。雇用主にとって従業員の退職は大変残念です。それでも新たな門出、スムーズに送り出したいですね。退職時の事務手続きについて確認します。

□ 住民税の徴収

↳退職月によって徴収の方法が変わりますが、3月末退社の場合は5月までの住民税を最後のお給与でまとめて徴収します。

□ 住民税の給与所得者異動届出書の提出 (従業員の方のお住いの市町村へ) 期限: 翌月10日

□ 給与所得の源泉徴収票の発行

□ 最終月の社会保険料の徴収

□ 健康保険厚生年金被保険者資格喪失届の提出 (社会保険事務所へ) 期限: 退職日から5日以内

↳提出時に健康保険被保険者証を返却をします。期限が早いので注意が必要です。

□ 雇用保険被保険者資格喪失届の提出 (ハローワークへ) 期限: 退職日の翌日から10日以内

□ 離職証明書の発行

↳すぐに転職される場合は不要です。



その他、貸出物の回収や保険等がある場合の変更・脱退手続き、退職金がある場合の書類の作成など、貴社の状況に合わせて事前に必要な手続きを確認しておきましょう。

◆ 国外居住親族の扶養控除等に係る書類提出の義務化

担当: 池田



外国人労働者や国際結婚の増加等により、国外に居住する親族を控除対象扶養親族とする納税者が増加しています。

「国外居住親族」を扶養して、年末調整や確定申告で扶養控除等の適用を受ける納税者の方は、

「親族関係書類」「送金関係書類」を提出しなければならないことになっています。

■ 親族関係書類とは

- ① 国外居住親族のパスポートの写し、又は
- ② 外国政府等が発行した戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等で
国外居住親族の氏名、生年月日及び住所や居所が明らかになる書類

■ 送金関係書類とは

その年の国外居住親族の生活費や教育費に充てるため、その方たちに支払ったことを明らかにする書類で

- ① 金融機関の外国送金依頼書の控え、又は
- ② クレジットカードの家族カード等で国外居住親族が使用し、支払いが居住者が支払う契約となっているものの
利用明細書等が必要です。



◆ 税務スケジュール(3月)

担当:北川



3月12日(月)

- ・2月分 源泉所得税の納付
- ・2月分 住民税の納付(特別徴収)

3月15日(木)

- ・所得税の確定申告・納税
- ・住民税の確定申告・納税
- ・贈与税の確定申告・納税
- ・国外財産調書の提出
- ・財産債務調書合計書の提出

4月2日(月)

- ・個人事業者の消費税の確定申告・納税
- ・法人税・消費税の確定申告・納税(1月決算)
- ・法人税・消費税の予定申告・納税(7月決算)
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(4月・7月・10月)

【所得税・個人消費税の振替納税】

所得税:4月20日(金)
消費税:4月25日(水)



◆ 弥生給与 社会保険料の変更のタイミング

担当:岡村



平成30年3月分(4月納付分)より、協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率に変更になります。
弥生給与をご利用されている場合は、変更するタイミングにご注意ください。

当月徴収の場合(3月支給の給与より健康保険料・介護保険料が変更になります。)

3月分の給与に更新してから保険料率の変更をしてください。

給与の処理月が2月の時に保険料率を変更してしまうと、2月の給与と明細が変更されてしまう可能性があります。

翌月徴収の場合(4月支給の給与より健康保険料・介護保険料が変更になります。)

4月分の給与に更新してから保険料率の変更をしてください。

給与の処理月が3月の時に保険料率を変更してしまうと、3月の給与と明細が変更されてしまう可能性があります。

※確定した給与明細が変更されないように給与計算が確定した社員様は「ロック」をする癖をつけてください。

◆ 知らないで損?! iDeCoの話

担当:小笠原



iDeCo(個人型確定拠出年金)についてご存知でしょうか?

iDeCoには3つの税制優遇があります。

- ①掛金支払時 → 全額所得控除
- ②掛金運用益 → 非課税
- ③給付金受取時 → 退職所得控除 or 公的年金等控除

給付金受取時や加入期間等の制限はありますが、

長期的な節税策として有効です。

是非、一度ご検討下さい。

詳細はスタッフまでお尋ねください。



◆ スタッフより

担当:曹



初めまして。
平成29年10月3日に入所しました、

曹 国瑞(ソウ コクズイ)と申します。

出身は中国です。京都の大学にて経営学を履修しておりました。数字を扱うのが好きで税理士になりたいと思い、在学中に勉強しておりました。

まだまだ未熟者ですが、一刻も早く皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◆ クイズ

担当:信貴



今更ですが、毎月皆さんのお給与から天引きされている以下3つのそれぞれの役割はご存知ですか?

- ①健康保険
- ②年金保険
- ③労働保険

～答え～

- ①病气やけがに備えるためのもの
病院の費用が3割負担で済むのは健康保険のおかげです
- ②もしもの時に、生活を支えるためのもの
高齢になった時や重い障害になった時、家族の大黒柱が死亡した時に助けになってくれます
- ③働く環境を守るためのもの
失業した際の生活保障や、教育訓練を受けたり高齢者の就職支援に使われています

